

自り法対象外冷媒（HF0-1234yf）搭載車の誤預託に関する報告

自動車リサイクル法の義務者（インポーター）において、フロン類リサイクル料金の誤預託がありましたので、ご報告いたします。

1. 誤預託の発生及び発覚の経緯

- (1) 平成27年12月、資金管理センターが輸入車の自り法対象外冷媒搭載車の確認を実施している際に、誤預託の疑いを見つけたので、該当のインポーター及び日本自動車輸入組合（JAIA）へ連絡を行った。
- (2) 日本自動車輸入組合（JAIA）から該当のインポーターに対し、「カーエアコン用冷媒に自り法対象外冷媒を使用していると思われる車両（使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく回収・破壊が不要なため、リサイクル料金の預託が不要）にも係らず、フロン類料金が設定されている。」との指摘を行った。
- (3) 上記について、該当のインポーターで調査したところ、本来不要だったフロン類リサイクル料金を設定し、自動車の購入者から誤徴収していたことが発覚。
リサイクル料金を誤って設定したことは、社内の単純なミスによるもの。
- (4) 環境省・経済産業省の両省へリサイクル料金の誤預託があったことを資金管理センターより一報を入れる。

2. 発覚後の経過

- (1) 両省から輸入組合に対して、自り法に基づき、該当のインポーターへの報告徴収について正式文書を発出。
- (2) 日刊自動車新聞が誤預託に関する記事を掲載（3/22）（5/12）。
- (3) 該当のインポーターから両省に対して、顛末の正式報告を実施（4/11）。
- (4) 6月より該当のインポーターから資金管理センターに対して、ユーザーへの返金状況について毎月報告予定。

3. 資金管理センターの対応

- (1) 義務者に対して、自り法対象外冷媒搭載車の輸入販売予定について定期的に確認を継続して実施。また、誤預託に関する注意喚起も継続して実施。
- (2) 自り法対象外冷媒搭載車の「出荷情報及び預託情報作成」作成時の注意事項を義務者向けマニュアルへ追記し再度、周知を実施予定。
- (3) 自動車リサイクルシステム上に、自り法対象外冷媒搭載車は、フロン類の有無を「無」とすることを追記予定。
- (4) 同システムに、自り法対象外冷媒搭載車は預託不要であることを追記予定。

<参考1：自り法対象外冷媒とは>

これまでの特定フロン及び代替フロンに代わる新たなエアコン用冷媒のこと。
近年、新たな冷媒として、「HFO-1234yf」が開発され、欧州市場において普及が進んでいる。

地球温暖化係数が、代替フロンと比較して低いことが特徴。

<参考2：自動車リサイクル法との関係>

(1) 自り対象外冷媒は、フロン排出抑制法に規定するフロン類に指定されていないため、自動車リサイクル法における回収義務の対象外。

(2) このため、自り対象外冷媒をカーエアコン用冷媒として使用した自動車については、フロン類のリサイクル料金の預託は不要。

以上